

# 建設リサイクル法に基づく届出

建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）により、解体や新築等の建設工事の実施にあたっては「分別」と「リサイクル」が義務付けられています。

また、建設リサイクル法の対象となる建設工事では「事前届出」が必要です。

いつ？  
だれが？  
どこに？

対象建設工事に着手する 7 日前までに  
発注者および自主施工者（代理者による届出も可能です）  
建築指導課窓口

## 建設リサイクル法の対象となる工事

次の特定建設資材が使われている建築物や工作物で

- ◆コンクリート
- ◆コンクリートと鉄から成る建設資材
- ◆木材
- ◆アスファルト・コンクリート

かつ

次の規模以上の工事

- |                             |                           |
|-----------------------------|---------------------------|
| ◆建築物の解体工事                   | 床面積の合計 80 m <sup>2</sup>  |
| ◆建築物の新築・増築工事                | 床面積の合計 500 m <sup>2</sup> |
| ◆建築物の修繕・模様替え等工事<br>（リフォーム等） | 請負代金の額 1 億円               |
| ◆建築物以外の工作物の工事<br>（土木工事等）    | 請負代金の額 500 万円             |

## 届出に必要な書類

- ①届出書
- ②分別解体等の計画書
- ③付近見取図
- ④工事種別に応じた必要な図面等
- ⑤工程表
- ⑥委任状（代理者が届け出る場合）

お問い合わせは 建築指導課 監察・防災担当  
電話 089-948-6512

# アスベスト使用建材の解体除去

建築物や工作物の解体工事等では、建設リサイクル法により、アスベストに関する「事前調査」や「事前措置」等が義務付けられています。

## アスベスト使用建材のレベル

### レベル1（発じん性\*が著しく高い）

吹き付け石綿・吹き付けロックウール  
吹き付けパーミキュライト・吹き付けパーライト等

### レベル2（発じん性が高い）

石綿保温材等の保温材・耐火被覆材・断熱材等

### レベル3（発じん性が比較的低い）

住宅屋根用化粧スレート・スレート波板・けい酸カルシウム板  
せっこうボード・ビニル床タイル等

※発じん性…解体時等の飛散性

なお、内外装仕上げに用いられる建築用仕上塗材にも、アスベストを含有するものがあり、建築物等の解体・改造・補修工事等で除去・補修するときには、上記のアスベスト使用建材と同様に事前調査や事前措置が必要になります。

また、レベル1・2のアスベストの除去等の作業を行う場合には、労働安全衛生法、大気汚染防止法に基づく届出も必要になります。

お問い合わせは

建設リサイクル法に関すること	建築指導課	監察・防災担当	電話 089-948-6512
大気汚染防止法に関すること	環境指導課	大気汚染担当	電話 089-948-6442
労働安全衛生法に関すること	松山労働基準監督署		電話 089-917-5250